



## 危険な空き家の除却に補助金を交付します

### 【対象となる空き家】

- ・個人所有であること
- ・1年以上使用されていない空き家であること
- ・不良住宅であること

※不良住宅の判定は、市が行います。（例）外壁の破損、屋根の剥落など

### 【対象者】

空き家所有者（共有の場合は、共有者全員の同意必要）

### 【補助額】 ※国の標準除却費を限度

上限20万円（補助対象経費※に5分の4を乗じて得た額と20万円のいずれか少ない額）

### 【手続き】 書類をそろえる前に、事前に相談をしてください

空き家の判定申請書の提出（申請者⇒市）

必要書類：位置図、外観写真  
登記事項証明書、自己判定表

空き家の判定結果の通知（市⇒申請者）

補助対象の場合

工事着手前に申請が必要です。

補助金の交付申請書の提出（申請者⇒市）

必要書類：事業計画書、  
除却工事見積書等

補助金の交付の決定（市⇒申請者）

空き家の解体工事着手（申請者）

2月末日までに工事完了

補助金の実績報告書の提出（申請者⇒市）

補助金の交付（市⇒申請者）



### 【お問い合わせ先】

安城市役所 建築課建築指導係（電話 0566-71-2241）



Webサイトは  
こちら